

**公的個人認証サービス**

**利用者クライアントソフト  
Jar ファイル利用手引き**

**第 1.1 版**

**地方公共団体情報システム機構**

## 変更履歴

版数	変更日付	変更内容
1.0 版	平成 29 年 7 月 31 日	新規作成
1.1 版	令和 3 年 3 月 31 日	<p>ブラウザ対応版のリリースに伴い、以下を修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 章 ドキュメント体系 「利用者クライアントソフト 機能概要説明書 ブラウザ対応編」を追加。</li> <li>・第 2 章 ドキュメント体系 「API 仕様書 カード AP ライブラリ ブラウザインターフェース編」を追加。</li> </ul> <p>ブラウザ対応版(Android)のリリースに伴い、以下を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 章 ドキュメント体系 「利用者クライアントソフト 機能概要説明書(Android 版) ブラウザ対応編」を追加。</li> <li>・第 2 章 ドキュメント体系 「API 仕様書 Android インテント ブラウザインターフェース編」を追加。</li> <li>・第 2 章 ドキュメント体系 「API 仕様書 Mac OS X C 言語インターフェース編」を削除。</li> </ul>

- 目次 -

<b>第 1 章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
第 1 節 用語の定義 .....	2
<b>第 2 章 ドキュメント体系</b> .....	<b>3</b>
<b>第 3 章 利用方法</b> .....	<b>5</b>
第 1 節 Application で使用する場合 .....	5
第 2 節 Applet で使用する場合 .....	6

## 第 1 章 はじめに

Java9 以降では、Jar ファイルの使用に制限がかかったため、上位 AP から利用者クライアントソフトの呼出し方法が Java8 と異なる。

以降、本書では Java9 以降での、利用者クライアントソフトの配布物に含まれる Jar ファイルの利用方法について説明する。

Java8 までのみを対象とした上位 AP の場合、利用者クライアントソフト Ver.3.1 までの実装方法で動作する。

しかし、Java9 以降を対象とする上位 AP の場合、本書に従って実装すること。

なお、Windows では異なるバージョンの Java の併存が可能であるが、Mac OS では併存不可である。

## 第 1 節 用語の定義

表 1-1 用語の定義

項番	用語・略号	説明
1	上位 AP	利用者クライアントソフトが提供しているライブラリを使用するアプリケーション。

## 第 2 章 ドキュメント体系

利用者クライアントソフトのドキュメント体系図を以下に示す。本書は以下の体系図の網掛け部分に該当する。

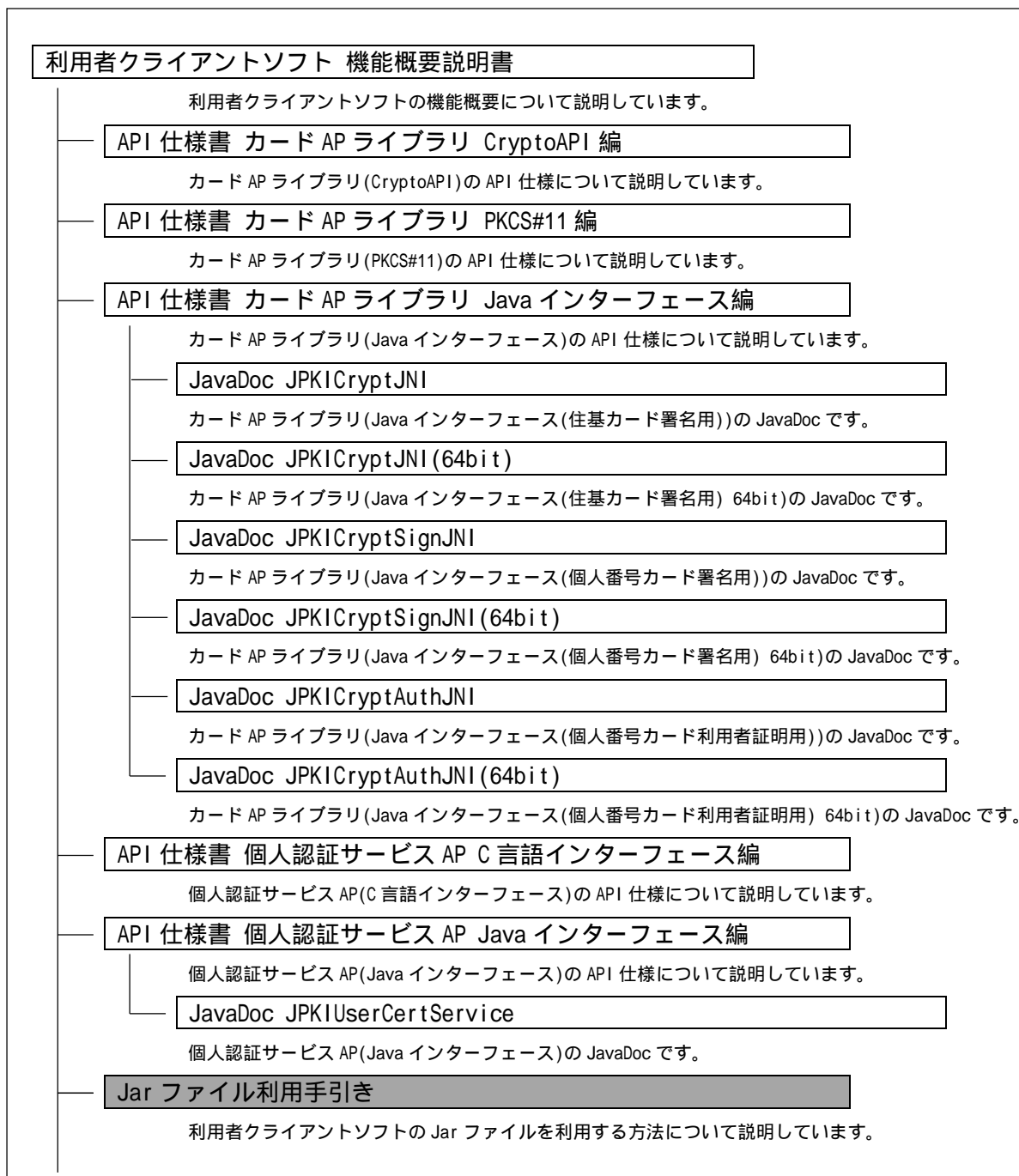


図 2-1 ドキュメント体系図(PC 版)(1/2)

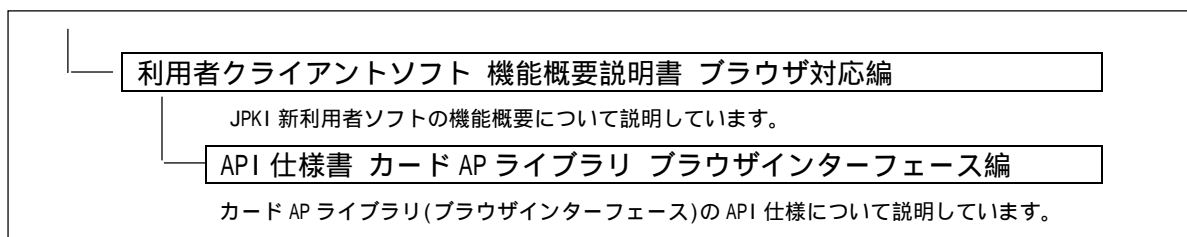


図 2-1 ドキュメント体系図(PC 版)(2/2)

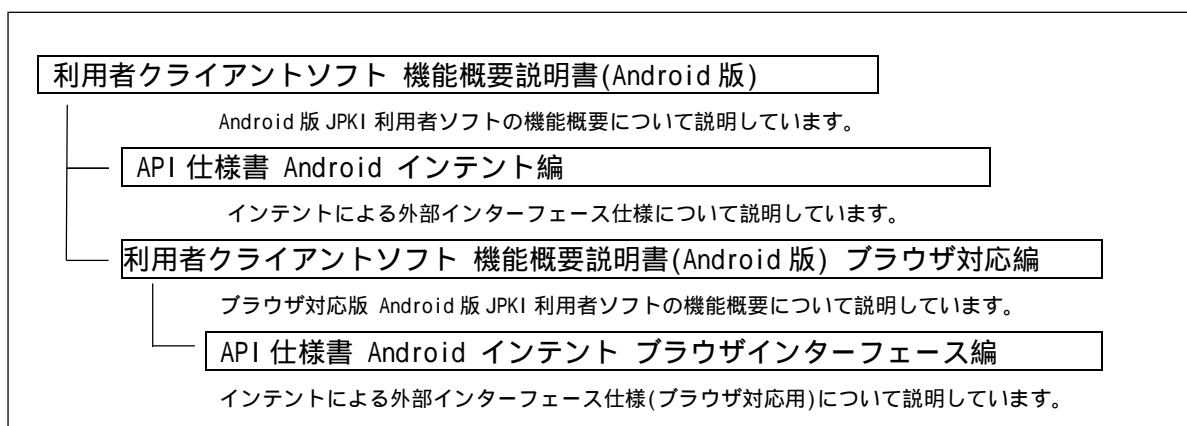


図 2-2 ドキュメント体系図(Android 版)

## 第 3 章 利用方法

### 第 1 節 Application で使用する場合

Application で使用する場合、(1)または(2)どちらかの方法で使用できる。

#### ( 1 ) Java コマンドのオプションを使用する方法

Java コマンドを使用して利用者クライアントソフトの Jar ファイルを利用するには、上位 AP を実行する際の Java コマンドに「-classpath」オプションを使用し、利用者クライアントソフトの Jar ファイルを指定することで、利用可能となる。利用手順を下記に示す。

1. 実行時の Java コマンドに下記のように-classpath オプションを使用し、利用者クライアントソフトの Jar ファイルを指定して実行する。

・ Java コマンド例

```
java -classpath <上位 AP の Jar ファイル名> <利用者 CL の Jar ファイル名> <上位 AP の main メソッドが実装されているクラス名>( )
```

は半角空白、 はセパレータを表す。セパレータは Windows では”;(セミコロン)”、Mac では”:(コロン)”となる。

#### ( 2 ) Jar ファイルの MANIFEST を修正する方法

上位 AP の Jar ファイルの MANIFEST を修正し利用者クライアントソフトの Jar ファイルを利用するには、上位 AP の MANIFEST に利用者クライアントソフトの Jar ファイルへの参照情報を記載することで利用可能となる。利用手順を下記に示す。

1. 利用者クライアントソフトの Jar ファイルを上位 AP の Jar ファイルを同じディレクトリ、あるいは上位 AP の Jar ファイルがあるディレクトリの配下のディレクトリに格納する。
2. 上位 AP の Jar の MANIFEST に利用者クライアントソフトの Jar ファイルを記載する。

記載例

Manifest-Version: 1.0

Main-Class: <上位 AP の main メソッドが実装されているクラス名>

Class-Path: <上位 AP に必要な Jar ファイルパス ( 1 )><利用者クライアントソフトの Jar ファイルパス ( 2 )>

1 自分自身の Jar ファイルの表記は"."となる

2 相対パスでのみ指定可能



## 第 2 節 Applet で使用する場合

Applet で使用する場合、(1)の方法でのみ使用できる。

### (1) 上位 AP に利用者クライアントソフトのクラスファイルを取り込む方法

Applet から利用者クライアントソフトのクラスファイルを利用するには、上位 AP に利用者クライアントソフトのクラスファイルを取込むことで、利用可能となる。取込み手順を下記に示す。

1. 上位 AP で必要とする jar ファイルを洗い出し、対応するクラスファイルを取得する。クラスファイルについては別紙 Jar ファイル内のクラスファイル一覧参照。
2. 上位 AP の Jar ファイルに取得したクラスファイルを含め、Jar ファイルを作成する。

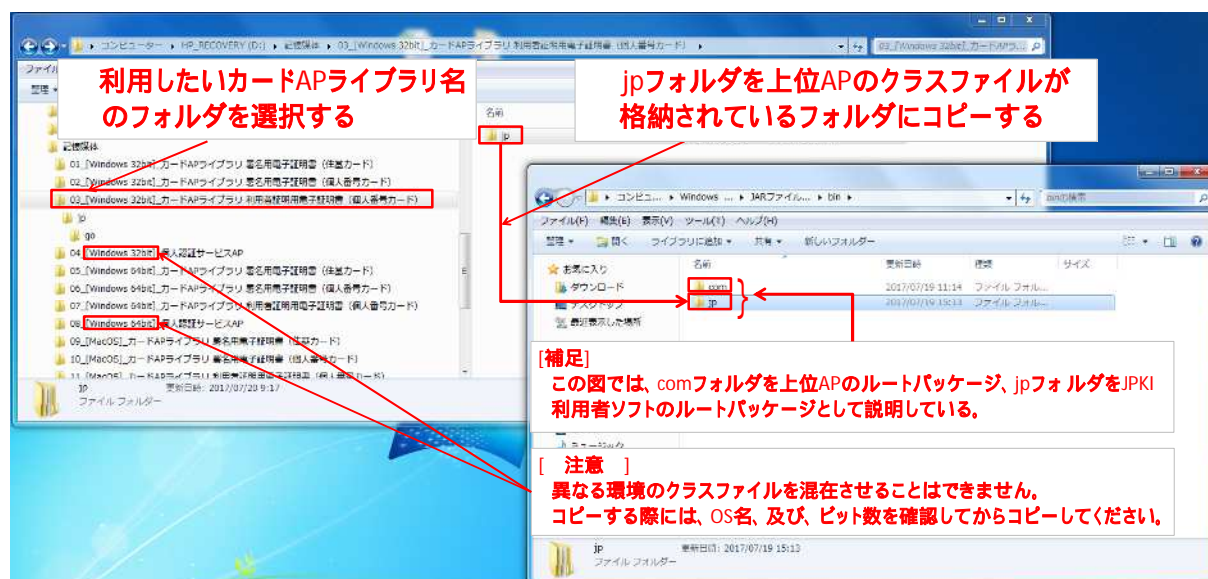


図 3-1 クラスファイルの取込み手順

禁・無断転載

公的個人認証サービス

利用者クライアントソフト Jar ファイル利用手引き

第 1.1 版

(注意事項)

利用者クライアントソフトの著作権は、総務省、地方公共団体情報システム機構が保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。

利用者クライアントソフトの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 利用者クライアントソフトを電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律において制限されている電子証明書の用途で利用すること。
- (2) 利用者クライアントソフトに対し、総務省、地方公共団体情報システム機構に許可なく改造等を行うこと。

総務省、地方公共団体情報システム機構は、利用者が利用者クライアントソフトを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

商標については次の通りです。

- (1) Microsoft Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- (2) Mac、MacOS、OS X は、米国およびその他の国で登録されている Apple Inc. の登録商標です。
- (3) その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標または商標です。